

# 母子父子寡婦福祉資金のご案内

～お子さんの学費のための貸付を利用される方へ～

## 1 母子父子寡婦福祉資金とは

- ひとり親家庭の経済的自立や子どもの福祉の増進を目的に相模原市が実施する貸付制度です。
- 資金は貸付を受けた方からの返済金で成り立っています。

<b>就学支度資金</b> (申請は入学月の翌月まで)	お子さんが高校や大学・短大・専門学校などに <u>入学するために必要な資金</u> (入学金、制服代等) ※所得税非課税世帯は小学校、中学校に入学する場合も利用できます。 ※大学などに入学する場合は受験料も対象です。
<b>修学資金</b>	お子さんが高校や大学・短大・専門学校などに <u>修学するために必要な資金</u> (授業料、通学費等) ※大学などに修学する場合は生活費等も対象です。
<b>修業資金</b>	お子さんが就職に必要な知識技能を習得するために必要な資金

(注) 他の制度を併用する場合は、貸付限度額が変更になる場合があります。

本資金の貸付後に学費の還付などがあった場合は、速やかに差額を返済していただきます。

- ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料減免・給付型奨学金(学費支給金)を受ける場合は、減免額等を控除した額が貸付限度額となります。
- ・ 日本学生支援機構の奨学金(貸与型)を受ける場合は、奨学金との差額が貸付限度額となります。
- ・ 県の奨学金(貸与型)との併用貸付は、原則としてできません。

## 2 利用できる方 (下記のすべての項目に該当していることが必要です)

- (1) 65歳未満で、市内に居住していること
- (2) ひとり親家庭又はそれに準ずる家庭であること
- (3) 返済の意思および能力があること
- (4) 各資金の諸条件を満たしていること ※その他、ご家庭の状況によっては利用できない場合があります。

## 3 連帯保証人の要件 (下記のすべての項目に該当していることが必要です)

- (1) 65歳未満で、市内に1年以上居住していること(3親等内の親族は市外居住も可 ※海外不可)
- (2) 定職に就き、一定以上の収入のある生計の主体者であること(非課税、被扶養者は不可)
- (3) 返済の意思および貸付金の返済に応じる資力があること
- (4) 原則、負債がないこと(住宅ローン等の担保資産がある場合を除く)
- (5) 過去に債務整理を行っていないこと、また、今後行う予定がないこと
- (6) 借受者と同一世帯に居住していないこと、生計が同一でないこと

- ・ 連帯保証人は借受者と同等の返済義務があります。
- ・ 変更手続きの内容や返済状況など、その他貸付に関する情報はすべて連帯保証人に連絡します。

## 4 資金の貸付限度額と返済額

貸付額は、下記の限度額以内で必要と認められる額です。

令和5年9月現在(単位:円)

学校の種別	就学支度資金※1		修学資金※1・修業資金				返済回数	返済期間	利子	
	貸付限度額	返済月額※2	貸付限度月額	貸付月数	貸付限度額(総額)	返済月額※2				
小学校	64,300	535	—	—	—	—	120回	10年	無利子	
中学校	81,000	675	—	—	—	—				
高等学校 専修高等	公立	150,000	1,250	18,000	36	648,000				5,400
	私立	410,000	3,416	30,000		1,080,000				9,000
高等専門 ①1~3年生 ②4・5年生	公立	410,000	3,416	①21,000 ②45,000	60	1,836,000				15,300
	私立	580,000	4,833	①32,000 ②65,600	60	2,726,400				22,720
短期大学	公立	410,000	3,416	45,000	24	1,080,000				9,000
	私立	580,000	4,833	62,300		1,495,200				12,460
専門学校 (専修専門)	公立	410,000	3,416	45,000	24	1,080,000				9,000
	私立	580,000	4,833	59,300		1,423,200				11,860
大学	公立	410,000	3,416	47,300	48	2,270,400				18,920
	私立	580,000	4,833	72,300		3,470,400				28,920
大学院 修士課程	公立	380,000	1,583	88,000	24	2,112,000				8,800
私立	590,000	2,458								
大学院 博士課程	公立	380,000	1,583	122,000	36	4,392,000	18,300			
私立	590,000	2,458								
専修一般		150,000	2,500	35,000	24	816,000	13,600	60回	5年	
修業施設		—	—							
厚生労働 大臣が定める 修業施設	中卒対象	150,000	1,250	68,000	60	4,080,000	34,000	120回	10年	
	高卒対象	272,000	2,266							

※1 自宅外通学や、学費が高額など、特に必要と認められる場合は別枠の限度額の適用があります。

※2 端数がある場合は最終回で調整します。

## 5 申請にあたって

保護者とお子さんの面接が必要です。

※連帯債務者であるお子さんには、借受者となる保護者と同様の返済義務があります。

※面接では、進路や返済計画などについて聞き取りをします。

## 6 申請に必要な書類等 ※印は後日提出可

- ① 申請書(面接時に渡します) ② 借用証書(面接時に渡します)
- ③ ひとり親家庭と確認できる書類(児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本、住民票など)
- ④ 振込口座の預金通帳もしくはキャッシュカード(振込先確認のため)
- ⑤ 申請者と連帯債務者の印鑑(別々のもの)
- ⑥ 申請者のマイナンバーがわかるもの(個人番号カードなど)と本人確認書類(運転免許証など)
- ⑦ 連帯保証人の印鑑登録証明書(連帯保証人を立てる方)
- ⑧ 【就学支度資金の場合】合格通知書の写し、入学金等の領収書の写し※、在学証明書※
- ⑨ 【修学資金・修業資金の場合】在学証明書(学生証不可) (提出されないと振込みができません)
- ⑩ 【就学支度資金・修学資金・修業資金共通】学費等が記載された書類

## 7 貸付の審査・決定

貸付要件に基づき、申請書類を審査し、結果を通知します。  
審査の結果、貸付できない場合もあります。

## 8 貸付金の入金

- 就学支度資金は、15日までに申請の場合は翌月15日、  
月末日までに申請の場合は翌月末日に振込みます。
- 修学資金・修業資金の初回は、月末日までに申請の場合は翌月末日に振込みます。  
(例) 3月に申請した場合、4月末日振込み  
以降は、3か月分ずつ振込みます。

振込日	4月末日	7月15日	10月15日	1月15日
内 訳	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分

- ※ 振込日が休日等の場合はその前の平日となります。
- ※ 金融機関により振込みに数日を要する場合があります。

## 9 在学証明書の提出

在学中は、毎年4月の指定された期日(15日頃)までに新学年の在学証明書を提出してください。  
在学証明書の提出がない場合、就学支度資金は返済の開始時期が早まり、修学資金・修業資金は返済の開始時期が早まるだけでなく貸付は停止となります。

## 10 変更手続き

次の場合は、速やかに『こども家庭相談員』に連絡をし、必要な手続きをしてください。  
また、連帯保証人にも必ず連絡してください。

市外へ転出する	相模原市の貸付は利用できなくなります。転居後も貸付を受けたい場合は、転出先の市区町村で相談をしてください。
ひとり親家庭でなくなる(再婚等)	貸付は利用できなくなります。 既に振込んだ額のうち、必要な額との差額を返済していただく場合があります。
県の奨学金(貸与型)を受ける	
高等教育の修学支援新制度を受ける	
日本学生支援機構の奨学金(貸与型)を受ける	
退学する	貸付は終了し、返済の開始時期が早まります。
休学する	貸付は停止となります。復学すると貸付を再開することができます。
借受者、連帯債務者、連帯保証人の住所、氏名に変更がある	返済期間中も手続きが必要です。

## 11 据置期間

学校等を卒業後、据置期間を経過した後に返済が開始されます。

資金名	据置期間
就学支度資金・修学資金	6か月
修業資金	1年

例) 修学資金を利用したお子さんが令和7年3月に卒業した場合、令和7年10月から返済開始

## 12 返済方法

- (1) 据置期間終了月の翌月から月賦で、口座振替の方法で返済していただきます。  
引き落とし日は、毎月末日（休日の場合はその次の平日）です。  
※ATM、コンビニでの振り込みはできません。
- (2) 返済開始前に、口座振替のための口座の指定等のお手続きがあります。
- (3) 納付期限までに納入されない場合、借受者と連帯債務者に毎月督促状が送付されます。
- (4) さらに納入されない場合には、借受者、連帯債務者、連帯保証人に催告書が送付されます。
- (5) 借受者や連帯債務者が返済できない場合は連帯保証人に請求します。
- (6) 滞納した場合、返済指導のため自宅や勤務先に訪問する事があります。
- (7) 著しく返済を怠っている場合は、支払命令などの法的措置をとることがあります。

### ○ 違約金

納付期限を過ぎた元利金を納入すると、違約金（年3%）が発生し、年2回別途請求します。  
※違約金は、償還が遅れたことについてやむを得ない理由がある場合は、免除される場合があります。  
※すべての元利金の返済が終了しても、違約金が残っている場合は償還完了となりません。

### ○ 繰上償還

償還金の一部または全部を繰り上げて返済することができます。

### ○ 支払猶予

次の場合は、支払を猶予することができます。

#### 【対象となる事由】

- ・災害、盗難、疾病、負傷などやむを得ない事情で、支払が著しく困難になったと認められるとき
- ・対象のお子さんが進学等により、さらに修学しているとき

## 13 相談・申請窓口

お住まいの区の『こども家庭相談員』へ ※来所の際は事前に電話で予約をお取りください。

受付時間 月～金（土・日・祝日はお休み） 午前9:00～午後5:00

### ○ 緑子育て支援センター TEL 042-775-8815

〒252-0143 相模原市緑区西橋本5-3-21（緑区合同庁舎3階）

※津久井保健センターでも相談をお受けします（火曜日のみ）。

希望される方は、事前に緑子育て支援センターまでお問い合わせください。

### ○ 中央子育て支援センター TEL 042-769-9221

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1（ウェルネスさがみはら1階）

### ○ 南子育て支援センター TEL 042-701-7700

〒252-0303 相模原市南区相模大野6-22-1（南保健福祉センター3階）